

## 町税等

### 熊本地震による町税等 申告等期限の指定



延長後の納期限は8月31日(水)です

#### ■町税などの延長後の納期限は 8月31日(水)です

平成28年熊本地震の影響により  
県内に住所などを有していた納税  
者につきましては、町税などの納  
期限の延長を実施しました。

このたび町では、延長後の納期  
限を次のとおり指定しましたので  
お知らせします。

#### ▼納期限の延長の対象となる税目

本来の納期限が平成28年4月14  
日(木)から8月30日(火)まで  
の間に到来する次の町税など(法  
人町民税および町たばこ税は除き  
ます)

#### ○固定資産税(共有名義分)

・平成28年第1期(平成28年4月

30日納期限)  
・平成28年第2期(平成28年8月  
1日納期限)

#### ○軽自動車税

・平成28年全期(平成28年5月31  
日納期限)

#### ○町税等(個人町民税、固定資産 税、町国民健康保険税)

・平成28年第1期(平成28年6月  
30日納期限)  
・平成28年第2期(平成28年8月  
1日納期限)

#### ▼延長後の納期限

8月31日(水)

納期限の延長について不明な点  
や納付に關しての詳しいことは、  
町税務課までお問い合わせください。

また、震災の影響により期限内  
の納付が困難な場合は、町税務課  
までご相談ください。

#### ▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112  
(内線111)

町税務課 ☎096-234-1112(内線111)

## 国民健康保険

### ■「限度額適用認定証」で高額 な医療費の自己負担を軽減

医療費が高額になる場合は「限  
度額適用認定証」を利用すると、  
1つの医療機関で支払う自己負担  
限度額までで済みます。町国民健  
康保険被保険者で認定証が必要な  
人は、町住民生活課に申請してく  
ださい。

自己負担限度額は、住民税の課  
税状況や所得などによって異なり  
ます。また、国民健康保険税の滞  
納があると認定証が発行できない  
場合がありますので、詳しくは町  
住民生活課までお問い合わせくだ  
さい。

#### ●申請に必要なもの

・国民健康保険被保険者証  
・印かん

### ■入院中の食事代(標準負担 額)の減額について

住民税非課税世帯の国保加入者  
には、入院中の食事代の自己負担  
額が減額される制度があります。  
減額を受けるためには、認定申  
請を行い、発行された「限度額適  
用・標準負担額減額認定証」を医  
療機関へ提示することが必要です。

減額認定後に入院日数が90日を  
超えた場合は、「長期入院」に該  
当し、再び申請することにより食  
事代の自己負担額がさらに減額さ  
れます。

#### ●申請に必要なもの

・国民健康保険被保険者証  
・印かん

※長期入院の申請の場合は、認定  
証と90日以上入院期間が確認  
できるもの(医療費の領収証な  
ど)が必要です。

すでに発行されている平成27年  
度の「認定証」の有効期限は、7  
月31日(日)です。8月からは、  
平成28年度の住民税課税状況や所  
得状況などにより改めて判定しま  
す。8月1日(月)から申請を受  
け付けますので、入院中などで必  
要がある人は、町住民生活課へ申  
請してください。

### 高額な医療費と食事代 の負担額について



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)

国民年金

国民年金保険料の納付免除・猶予制度



保険料の免除・猶予には申請が必要です

■国民年金保険料には免除・猶予制度があります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除・猶予を受けるときは年金受給権（老齢・障害基礎年金など）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主の前年の所得（過去の年度分については、その前年度所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額免除または一部免除となります。

※配偶者については、別居中や生計同一でない配偶者も含まれます。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと免除が無効になり未納期間となりますので、納付期限までに納めましょう。

②納付猶予申請

30歳未満（学生を除く）を対象としていました若年者納付猶予制度の年齢対象が、7月から50歳未満まで拡大されました。本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により納付が猶予されます。

■申請時の注意点について

▼免除などが申請できる期間

過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前まで、将来期間は翌年6月まで申請することができます。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて複数の申請書の提出が必要です。

▼申請に必要なもの

年金手帳、印かん  
 ※失業で免除申請するときは、失業を確定できる雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票が必要です。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 101）

男女共同参画

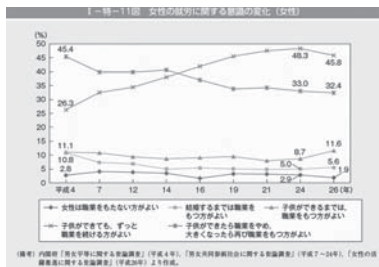
■女性の職に対する意識の変化と職場環境の理想と現実

左の図表は、女性の就労への意識の変化を見たものです。

内閣府「男女平等に関する世論調査」の平成4年の調査では、「子どもができたら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答する者が「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答する者を上回っていました。最近ではそれが逆転しています。

こうした意識の変化の一方で、実際には出産などで離職を選択しているケースが多く見られ、女性の職業への思いと現実の行動との間のギャップが大きくなっていることがうかがえます。

女性の就労の意識変化と男性の長時間労働



女性の就労の意識の変化についてまとめた図

■男女がともに暮らしやすい社会実現に向けて

この問題の背景として、男女の長時間労働の動向を見てみると、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、長期的には男女とも緩やかな減少傾向にあります。

平成27年は女性2・7割、男性12・5割となっていますが、子育て期と重なる30歳代、40歳代の男性では、その割合が15・16割と高くなっています。

長時間労働を前提とした働き方では、仕事と家庭生活との両立は困難であり、男性自身の家庭生活への参画を困難にするとともに、女性が就業したり、就業継続できなくなるなど、家庭生活以外の活動への参画・活躍に影響を与えていると考えられます。

長時間労働の削減は、男性自身にとつても、ワーク・ライフ・バランスや地域活動、自己啓発などの時間の確保などの観点から重要であり、男女が共に暮らしやすい社会に向け、大きな課題となっています。

『平成28年版男女共同参画白書』より引用

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 223)